

避難所における衛生管理ガイドライン

川崎市健康福祉局健康安全室・区役所保健福祉センター

目次

| | |
|-------------------------------|--------|
| 1. はじめに | ・・・ 1 |
| (1) 感染症発生の仕組みと感染症予防対策・拡大防止策 | ・・・ 2 |
| (2) 避難所での流行が心配される感染症 | ・・・ 3 |
| 2. 避難所の衛生的な環境づくりのための具体的なポイント | ・・・ 4 |
| (1) 避難所開設・居住区域の整備から避難者の受け入れまで | ・・・ 4 |
| (2) 災害用トイレやごみ集積所の衛生管理 | ・・・ 5 |
| ア) 災害用トイレの管理 | ・・・ 5 |
| イ) ごみ集積所の管理 | ・・・ 7 |
| ウ) 蚊、ハエ、ネズミ、ゴキブリなどの害虫・害獣対策 | ・・・ 8 |
| (3) 住居空間の衛生管理 | ・・・ 8 |
| ア) 屋内は土足禁止 | ・・・ 8 |
| イ) 寝具などの整理整頓 | ・・・ 9 |
| (4) 換気的重要性 | ・・・ 10 |
| ア) 避難所での換気 | ・・・ 10 |
| イ) 感染症対策と咳エチケット | ・・・ 11 |
| ウ) 暑さ対策 | ・・・ 11 |
| エ) 寒さ対策 | ・・・ 12 |
| (5) 「水」の衛生管理 | ・・・ 13 |
| (6) 食中毒予防 | ・・・ 14 |
| ア) 食品を取り扱う際に気を付けること | ・・・ 14 |
| イ) 食事をする際に気を付けること | ・・・ 15 |
| (7) 消毒 | ・・・ 15 |

1. はじめに

災害発生時、避難した多くの市民の方は避難所生活を余儀なくされます。避難の解除まで、健康を維持するために、避難者、避難所運営会議（施設管理者、地域要員及び各班員を総称して、以下「運営者」という。）及び災害ボランティアは、協力をして衛生管理に取り組みます。

このガイドラインでは、避難所の衛生管理の注意点やポイントを具体的に示しました。

避難所では不慣れな生活が継続することから、避難者には様々なストレスが加わり、体力や病気に対する抵抗力の低下が考えられます。このために避難所生活では、特に感染性胃腸炎などの消化器系感染症や、インフルエンザなどの呼吸器系感染症が発生しやすくなります。

「避難所で感染症対策を行う際に大切なこと」

- ・運営者は、避難所の衛生状態を把握します。
- ・感染症対策には運営者と避難者の協力が必要となることを啓発します。
- ・感染症が発生しやすいことを理解し、避難者が積極的に健康管理を行えるようにサポートします。

「健康に関する情報提供」

避難者にポスターや放送で知らせます。

実際の避難所では「印刷された掲示物よりも、**手書きのものが**印象に残った。」という意見もありました。



(1) 感染症発生の仕組みと感染症予防対策・拡大防止策

①感染源、②感染経路及び③感染症にかかりやすい人の3つの条件がそろえば感染症が発生します。この3つの条件をそろえないことが感染症予防と拡大防止に重要です。



①**感染源**：細菌やウイルスなどが存在する場所や物のこと。患者さん御自身や食品などを指します。

予防対策「感染源を持ちこまない・増やさない！」

避難所の清掃や、適切な食品の取扱いを心がけます。また、発熱や咳などの症状がある場合はすぐに申し出ることが重要です。



②**感染経路**：細菌やウイルスなどを体内に運ぶ経路のこと。手などを介す接触感染、咳などを介す飛沫感染などがあります。

予防対策「感染症を拡げない・持ち出さない！」

手洗いや、咳エチケットについて情報提供を徹底すること、また、便や嘔吐物などの排泄物には直接触れないようにすることが重要です。



③**感染症にかかりやすい人**：抵抗力が弱い人など感染症を発症しやすい人のこと。

予防対策「個人の対応が重要！」

手洗い、咳エチケット、予防接種などの健康づくりを心がけることが有効です。



感染症の拡大防止策

- 避難所で発生しやすい感染症ごとに、どのような対策が必要となるか確認します。（資料1参照）
- 避難者の健康状態に配慮するだけでなく、避難所運営会議でも運営者や災害ボランティアの健康状態に注意し、定期的に確認します。
⇒「スタッフ（避難所運営会議）に報告すべき症状」（資料2参照）を、ポスターや放送で避難者に知らせます。
- 総務班、環境衛生班を中心に避難所運営会議で定期的に会合を行い、避難所運営会議に避難者から感染症を疑う症状があることの報告があった場合に、その状況についてできる限り情報を集め、運営者が連携をとれるよう体制を整えます。
- 避難所では「手洗い」（資料3参照）や「排泄物・嘔吐物の処理法」（資料4参照）などについてポスターや放送で情報提供します。

医療救護を必要とする方がいる場合は、
区本部に医療・衛生班の派遣を要請するなど、必要な手順を避難所運営会議で確認しておきます。



（2）避難所での流行が心配される感染症

| 疾患 | 主な症状 |
|---------|---------------------------|
| 急性上気道炎 | 鼻水、のどの痛み、咳、頭痛、けん怠感など |
| インフルエンザ | 急な発熱、鼻水、のどの痛み、咳、頭痛、けん怠感など |
| 肺炎 | 頑固な咳、膿の混じったたん、呼吸がしにくいなど |
| 結核 | 頑固な咳、たん（血が混ざること）、けん怠感など |
| 感染性胃腸炎 | 嘔吐、下痢、腹痛、発熱など |
| 食中毒 | 集団で嘔吐、下痢、腹痛、発熱などがみられる |

平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班作成

「避難所における感染対策マニュアル」抜粋

2. 避難所の衛生的な環境づくりのための具体的なポイント

(1) 避難所開設・居住区域の整備から避難者の受け入れまで

「居住区域の整備」の目的

- 整理整頓が行いやすくなります。
- 居住区域を生活区域と通路に区分することで空気の流れができます。
- 家族ごとの情報提供が行いやすくなります。

「居住区域を整備することのメリットは？」
不慣れな密集生活における感染症の予防になります。
万が一感染症が発生した場合も、早期に状況が把握できます。



「居住区域の整備」の具体的なポイント

避難者を受け入れる前に次のことを確認します。

- 居住区域を決め、生活区域と通路に区分します。
- 家族ごとに1メートル以上間隔を空けます。

生活区域と通路を避難者受入前に決めます

(方法)

- ①避難者受入前に、「通路」を確保し、生活区域と通路をポスターに図示して入口に掲示します。(資料5参照)
- ②避難所入口で避難者にチラシ「生活区域についてお願い」(資料5参照)を配布し、①で作成したポスターをもとに避難者を家族ごとに誘導します。その際に次のことを放送し、避難者に協力を求めます。
 - ・通路に物を置かないこと。
 - ・感染症が発生した場合など、必要に応じて場所の移動などに協力いただくこと。
- ③避難所入口で、救護班を中心に避難者の健康状態を確認し、避難者名簿に記録します。
- ④要支援者、要介護者の方及びその親族などは、スタッフの近くに配置をするとともに、必要に応じて二次避難所への誘導を行うために、避難者受入前に避難所運営会議の地域要員又は区本部に連絡します。

【放送内容（例）】

「この避難所は、避難者の皆さんと避難所運営会議が協力して運営します。避難所では家族ごとに生活をお願いいたします。また、居住区域の整備のため通路に物を置かないでください。そして、体調不良の方がいる場合は、早めにスタッフ（避難所運営会議）にお知らせください。その場合に場所の移動をお願いすることがありますので御了承ください。」

（２）災害用トイレやごみ集積所の衛生管理

「災害用トイレやごみ集積所」の衛生管理の目的

災害用トイレやごみ集積所などの共用部分は避難者及び地域住民が頻繁に利用します。これらの目につきやすい場所を適切に管理することで「避難所全体の衛生意識を高める」ことにつながります。

共用部分は「避難所の衛生管理を映す鏡」です。
これらを清潔に保つことは避難所での衛生的な生活の第一歩となります。



「災害用トイレやごみ集積所」の衛生管理時のポイント

運営者は、避難所開設前に周辺の衛生状態を把握し、衛生管理を実施するため、次のことに注意します。

- 地域住民に、ポスターや放送で協力を呼びかけます。
- 清掃は、運営者と避難者が協力して行います。

ア) 災害用トイレの管理

避難者受入前に、避難所の既存トイレを一時的に（上水道及び下水道の安全が確認されるまで）使用禁止し、受入時に避難所入口で知らせます。（資料6参照）

また、区本部（生活環境事業所隊）が災害用トイレを避難所に設置するまでの間は、避難所運営会議で災害用備蓄品の「簡易（仮設）トイレ」を設置します。（資料6参照）

【放送内容（例）】

「簡易（仮設）トイレを〇〇〇に設置しました。この〇〇（小学校など）のトイレは、上水道及び下水道の安全が確認されるまで一時的に使用できません。御協力をお願いいたします。」

「一時的に既存トイレの使用を禁止」する理由

- ・上下水道が破損していると、洗浄水が流れても排泄物が詰まり、あふれてトイレや土壌を汚染します。
- ・トイレがあふれると、復旧に多くの時間がかかります。
- ・受水槽の水を清掃などの「生活用水」として使用することで、水を有効に利用することができます。



「簡易（仮設）トイレを設置」する際の注意点

- 簡易（仮設）トイレは避難者受入後に避難者数に応じた数を男女別に設置します。また、高齢者や子供には洋式便所が適しています。
- 簡易（仮設）トイレは、夜間照明の場所及びし尿収集車の動線を考慮したうえで、生活区域から離れた風下に設置します。
- 生活区域や給水・食品等を供給する場所と簡易（仮設）トイレとの位置関係に注意します。

トイレの衛生管理

①避難者と運営者は協力して定期的に清掃を行います。（資料6参照）

②手指の消毒液などを準備します。

- ・流水が利用できる場合：流水・石けんでの手洗いと消毒液※の利用
- ・流水が利用できない場合：ウェットティッシュと消毒液※の利用

ポスターや放送で手洗い・消毒方法を呼びかけます。（資料3参照）

（※消毒用アルコールなど）

③共用タオルや手洗いバケツは、感染症をまん延させるおそれがあるので設置は避けます。

④ポスターや放送で「トイレの衛生管理」について協力を呼びかけます。

（資料6参照）

（例：おむつ、生理用品など衛生ごみの捨て方、トイレの不具合などの発見時の運営者への申し出。）

⑤トイレトーパーなどを管理します。（資料6参照）



【放送内容（例）】

「いつもトイレの清掃作業にご協力いただきありがとうございます。本日のトイレ清掃当番は〇〇班です。どうぞよろしくお願いいたします。」

「感染症予防には、手洗いが重要です。食事の前、トイレの後などは手を洗いをしましょう。消毒液の使い方がわからない方は、運営者におたずねください。」

トイレが不衛生だと、飲食や水分を控えるなど健康上の問題（ぼうこう炎や脱水症などの発症）や、トイレ以外の場所をトイレとして使用する場合があります。

「清潔なトイレ」を目標に衛生管理を行います。



イ) ごみ集積所の管理

- 屋外の居住区域から離れたできるだけ閉鎖できる場所に設置します。
- ごみの排出方法をポスターや放送を用いて知らせます。
（資料7参照）
- 避難者と運営者は協力してごみ集積所を定期的に清掃します。
（資料7参照）

ごみ集積所の管理が不十分だと、「ネズミ・ハエ・ゴキブリ」などが侵入します。

これらは見た目には不快だけではなく、感染症の病原体を運ぶことがあるので対策が必要です。



【放送内容（例）】

「今日（明日）は、△△△のごみの収集日です。□□時までにごみを出してください。」

ウ) 蚊、ハエ、ネズミ、ゴキブリなどの害虫・害獣対策

「ネズミ・ハエ・ゴキブリ対策」

感染症を媒介するネズミ・ハエ・ゴキブリなどが発生しにくい環境づくりを行うことが、重要となります。

「ネズミ・ハエ・ゴキブリなどが発生しにくい環境づくり」(資料8参照)

避難者と運営者は、協力して次の対策を講じます。

- 生活区域やトイレ、ごみ集積所へのネズミ・ハエ・ゴキブリなどの侵入の有無を確認します。
- 避難者全員で定期的に清掃と整頓を行い、食事の残りや菓子類を衛生的に管理します。
- ごみ集積所はなるべく閉鎖できる場所に設置し、ごみの排出方法を避難者へポスターや放送で知らせます。
- 避難所で炊き出しを行う場合、ハエが食品にとまらないように、工夫をします。

「夏季に向けた蚊の対策」

- 避難所内で蚊の幼虫が成育する可能性のある「水たまり」(バケツ、古タイヤ、空き缶など)があれば、たまった水を捨てます。(※発生範囲が広く、運営者では対応が困難な場合は、保健所などに相談をします。)
- 避難所の入口と窓に防虫網を張り、蚊の侵入を防ぎます。

(3) 住居空間の衛生管理

ア) 屋内は土足禁止 (資料9参照)

「屋内土足禁止」の目的

- 屋内を清潔に保ち、清掃を容易にするため。
- 見た目の清潔さだけでなく、泥やほこりを屋内に入れないため。



トイレには専用の履物を用意します。



【放送内容(例)】

「屋内は土足禁止です。屋外から入るときは服のほこりをよく払うようお願いします。」

【ほこりの話】

建物等が崩壊すると様々なほこりなどが飛散します。また津波によって運ばれたヘドロは悪臭の原因となるとともに、乾燥して飛散します。ほこりを吸入すると呼吸器系の障害や肺炎が生じやすくなります。また、皮膚、目に付着して炎症がおこる可能性も指摘されています。ほこりなどが多量に飛散している場所には近づかないようにし、近づく場合にはマスクなどを着用します。

イ) 寝具などの整理整頓

「寝具などの整理整頓」の目的

ダニやかびの発生を予防するために整理整頓を行います。

「ダニやかびが発生しやすい条件」

- ・ 適度な水分や熱、
 - ・ 養分（皮脂、あか、食べ物のかす）
- がそろふこと。

避難所では生活区域が狭いことから、毛布などの寝具を常時敷いたまま過ごすことが多くなります。寝具にこもった汗や熱は、ダニやかびの発生には好条件となります。



ダニやかびの発生予防

- 定期的に寝具の日光干しをします。
- 避難所に掃除機や布団乾燥機があれば、週1回の頻度で使用します。
(避難所運営会議で、これらの機器を定期的に使用できるよう順番を決めます。)(資料9参照)

高齢者は寝具の上げおろしが困難な場合があるので、周囲の方の手伝いが必要になります。

また、「虫刺され」などの発生状況を避難所運営会議で把握できるように、避難者にポスターや放送で知らせます。



【放送内容（例）】

「〇月〇日、本日の天候は晴れです。日中は寝具を敷いたままにせず、毛布の日光干しをしてください。」

(※日光干しや掃除機使用に順番があるときはその内容も放送してください。)

「体のかゆみなどがある場合は、運営者にお知らせください。」



(4) 換気的重要性

ア) 避難所での換気

「避難所での換気」の目的

換気不足によって次のことが起こるおそれがあります。

- ほこりや人の呼気に含まれる二酸化炭素のほか、屋内に生息するかびやダニ、インフルエンザや感染性胃腸炎の原因となるウイルスなどの微生物の屋内での増加
- 石油ストーブなどの暖房器具を使用し続けると、暖房器具の不完全燃焼が進むことによる一酸化炭素中毒

このような状態を予防するため、換気を行います。



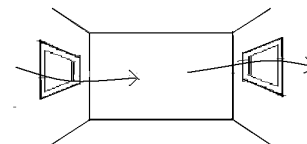
乳児や高齢者に配慮して、毎日定期的な換気をします。
(換気の前は放送で知らせます。)

また、原則として禁煙を徹底しましょう。



効率的な換気をするには

- 1時間に1回5分間を目安に、定期的に換気をします。
- 短時間で効率的に換気するために、向かい合っている窓を同時に開放します。換気扇があれば同時に使用します。



【放送内容（例）】

「換気のお知らせです。〇時〇分から5分間窓を開放します。皆様の協力をお願いします。」

イ) 感染症対策と咳エチケット (資料10参照)

「咳エチケット」の目的

集団生活では「咳・くしゃみ」からインフルエンザなどの感染症が広がる可能性があります。

「咳・くしゃみ」をする時に、家族や他の避難者にうつさないためマスクを着用するなどの心配りを「咳エチケット」と言います。

「咳エチケット」を行う

避難者だけではなく、運営者や災害ボランティアにもポスターや放送で知らせます。

- 避難所にマスクと消毒液を準備します。
- 咳やくしゃみの症状がある時は、マスクを着用します。
- マスクの準備が間に合わないときは、人がいない方を向き、ティッシュペーパーなどで「口や鼻」を押さえます。使用したティッシュペーパーなどはすぐに捨てます。
- 咳やくしゃみをした後は石鹸で手洗いをするか、消毒液などを使用して手をきれいにします。
- 咳やくしゃみが続くときは、避難所運営会議に相談します。
- 花粉症などのアレルギー症状やぜん息でも、咳やくしゃみが続くことがあります。あらかじめ避難者名簿に記録するなどの配慮をしてください。



ウ) 暑さ対策 (資料11参照)

梅雨明け以降は避難所内の温度や湿度が高くなります。避難者は集団生活で体力が落ちていることもあり、暑さで体調を崩しやすい状態にあります。避難者、運営者及び災害ボランティアの体調管理に配慮します。

暑さ対策の工夫

避難所内では定期的に換気を行い、扇風機をかけて風通しを良くします。また、避難所の生活区域が日陰になるよう工夫します。

【脱水症や熱中症の予防】

気温が高いと室内でも脱水症や熱中症になることがあります。予防には「こまめな水分と塩分の補給」(水分補給が制限された避難者には主治医の指示を守る)が重要です。水分と塩分が効率的に補給できる飲料にはスポーツ飲料があります。ジュースなどの糖分の多い飲料は適していません。高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくいいためポスターや放送の利用、または直接声をかけるなど脱水症などの注意が必要です。

【放送内容（例）】

「ただいまの避難所内の温度は〇〇度です。脱水症状などに御注意ください。」

「のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をしてください。」

「起床後、就寝前には特にのどが渇いていなくても水分補給をしてください。」

「やむをえず屋外で作業するときは、作業前と作業中30分ごとに飲料水と塩分を補給ください。体調がすぐれない場合は、屋外での作業を中止ください。」

「水分補給制限がある方は主治医の指示をに従ってください。」

エ) 寒さ対策

冬季は避難所の温度が低くなります。この場合は、寒さ対策が重要になります。避難所運営会議では次の点に注意して、ポスターや放送で知らせます。

寒さ対策の工夫

- 避難所内の温度について放送します。
- 避難者全員に毛布が配布されているか確認します。
- 施設管理者に相談し、避難所の床にマットや畳を敷きます。
- 高齢者や乳幼児は、使い捨てカイロによる低温やけどに注意します。
- 体温を保つためには、栄養と水分の補給が必要です。冬季は屋外が寒く、暗くなるのが早いので、トイレに行く回数を減らすために、水分補給を控える傾向があるので注意してください。



【放送内容（例）】

「ただいまの避難所内の温度は〇〇度です。寒さが強くなりますので、体調管理に御注意ください。特にお年寄りやお子様、持病がある方などは周りの方も注意をお願いします。」

(5) 「水」の衛生管理

災害後は、電気・ガス・上水道等のライフラインが遮断される可能性が高く、なかでも飲料水と生活用水の確保が難しくなります。次のことに注意します。

- 「飲料水として提供されたもの」と「その他の生活用水」を明確に分けて管理します。
- ペットボトル入りのミネラルウォーターなどの飲料を避難者に配布するときは、賞味期限を確認します。
- 給水を受けたポリタンクなどには、飲用の可否（「飲用可」又は「飲用不可」）及び給水日を記載し、飲料水は前日又は当日に給水された水を使用します。
- 避難者には、しっかりと飲料水を摂取するよう促します。



「ライフライン復旧のめど」

- ・ 阪神・淡路大震災：電気→水道（仮復旧）→ガスの順に復旧（倒壊家屋を除き、約3カ月を要した。）
- ・ 東日本大震災：電気→水道→ガスの順に復旧（津波で全壊した地域を除き、約1カ月を要した。）

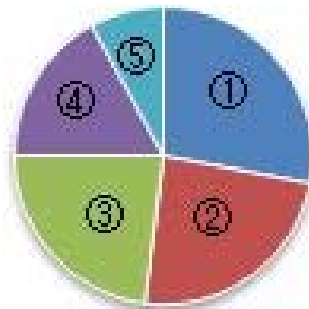
【水について】



国土交通省の調査では、飲料水と生活用水あわせて、日本人1人あたり1日平均約313リットルの水を使用していると言われています。そのうち、成人が1日に接種する飲料水は約1.5～2リットルであり、その量は使用量全体から見てわずかなものです。

次の円グラフは、日常生活で主にどのような用途で水を使用するのを示しています。

- ①トイレ（約28%）
- ②風呂（約24%）
- ③炊事（約23%）
- ④洗濯（約17%）
- ⑤洗顔・その他（約8%）



(6) 食中毒予防

食中毒は「夏」だけおきるのか？

食中毒は細菌が増殖しやすい夏季だけでなく、ノロウイルス食中毒など冬季にも発生がみられることから、1年を通して気をつけなくてはなりません。



食品を取り扱う運営者（食料物資班）や災害ボランティアだけではなく、食事前の手洗いなどについて、ポスターや放送により避難者にも「食中毒予防」を啓発します。

ア) 食品を取扱う際に気を付けること

食品は適切な温度で保管、調理し、衛生的に取扱います。

- 調理前やトイレの後、生の肉や魚などの食品に触った後や盛り付け前などは手洗いを徹底します。（資料3参照）
 - ・ 流水が利用できる場合：流水・石けんでの手洗と消毒液※の利用
 - ・ 流水が利用できない場合：ウェットティッシュや消毒液※の利用（※消毒用アルコールなど）
- 食品を取扱う運営者（食料物資班）や災害ボランティアに体調不良（発熱、下痢や嘔吐などの症状）がないか毎日確認し、体調不良がある場合には、避難所運営会議にすぐに申し出てもらい、食品を取扱う作業をお休みしていただきます。
- 食品を取扱う運営者（食料物資班）や災害ボランティアは、生ものなどの食中毒の原因となりやすい食品を食べることを控え、十分に加熱調理された食事を摂ります。
- 調理器具は、使用後や作業が変わるたびに洗浄を行い、定期的に消毒液（消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウム※2など）を用いて消毒します。（※2 塩素系漂白剤）（資料1 2 参照）
- 食品の賞味期限や消費期限を確認します。期限を過ぎた食品は廃棄します。
- 食品は期限までに消費するよう呼びかけて、残った食品は回収して破棄します。必要以上に食料を配布しないようにします。「次にいつ食事があるか分からない。」という不安感を解消するために、食事の予定を避難者に伝えます。

イ) 食事をする際に気を付けること

- 食事の前やトイレ後は、流水でよく手洗いをするようポスターや放送で促します。(水が十分に確保できない場合は、ウェットティッシュや消毒液などを活用します。)(資料3参照)
- 食器の使いまわしはできるだけ避けます。(特に下痢症が流行しているときは禁止します。)
- 乳児の哺乳瓶などは、次亜塩素酸ナトリウム(ミルトンやミルクポンなど)又は熱湯を用いて消毒し、衛生的な環境で調乳できるようにします。

【放送内容(例)】

「食事をする前は石けんと消毒液を使って手洗いをしてください。」
 「配給した食品は期限までに食べてください。残った食品は腐敗する可能性がありますので回収します。次の食品の配布は〇〇時の予定です。」

(7) 消毒

消毒液と使用目的

| 使用目的 | 手指の消毒 | 嘔吐物、排泄物による汚染場所の消毒 | |
|--------|--|---|-------------------|
| 消毒液の種類 | 消毒用アルコール (濃度調整済み) | 塩素系漂白剤 | |
| | | 濃度0.1% (濃い液体) | 濃度0.02% (薄い液体) |
| 備考 | <p>手指の消毒の際は、目に見える汚れなどがある場合、まずは石けんと流水で汚れをよく落とし、手の水気を拭き取ってから消毒用アルコールを使いましょう。</p> <p>インフルエンザやO157などの感染予防として利用します。</p> | <p>嘔吐物などに直接、散布しないでください。(詳細は「汚物の処理方法」資料4を参照ください)</p> <p>ノロウイルスの消毒に有効です。</p> <p>使用する次亜塩素酸ナトリウム(※1)は、</p> <p> { 涼しい場所で保存 使用期限内 </p> <p>のものを使用します。</p> <p>また、消毒液は1日1回希釈作成(※2)し、毎日新しい消毒液を使用ください。</p> <p>作成した消毒液は、容器に「濃度と薬品名」をマジックで書入してください。</p> | |

※1：塩素系漂白剤

※2：塩素系漂白剤の希釈方法、使用法は資料19を参照ください。

手指の消毒薬の設置場所

- ・トイレの近く
- ・食事を準備する場所や調理場の近く
- ・食事を行う場所の近く
- ・その他、避難所内の必要箇所

(出入り口付近、観察区域の中又はすぐ外)

※手指の消毒剤の使用方法については資料3を参照してください。

薬剤を使った消毒のほかに「加熱殺菌」があります。

85度で1分以上加熱

することで殺菌効果があります。

広範囲の消毒には不向きですが、消毒薬が使えない場合などに利用することができます。

身近な例として「スチームアイロンの熱を利用」「煮沸消毒」などがあります。

